

有価証券報告書の訂正報告書と不適切会計処理に関する予備的分析

安 珠希・金川 一夫

要旨

重要な虚偽記載等を含む財務諸表によって提供される情報は、投資家を欺くことになり、株価の悪影響や上場廃止の危機などを招き、結果として実体経済へ好ましくない影響を及ぼすことになる。この場合に不適切な会計処理を行う会社の財務指標の特徴や傾向を把握することは有意義であるといえる。本稿は、有価証券報告書の訂正報告書に着目し、不適切会計処理を行っている企業の財務指標の態様を確認することによって、今後の研究方向の手がかりを得ようとする。

1. はじめに

2015年に発覚した東芝の会計不祥事について、最初マスコミ等では、「不適切会計」という言葉が多く使われていた。その後、不祥事の全貌が現れるにつれ、論者によって不適切会計の代わりに「不正会計」や「不正決算」へと表現を切り替えてきた。有価証券報告書等における財務諸表に重要な虚偽記載があるときには、金融商品取引法により上場会社は「訂正報告書」を提出しなければならない¹。ところが、この訂正報告書では、前述の表現のうちどちらの表現が使われているか。eol総合企業情報データベースで検索可能な2004年1月1日から現時点（2018年8月末）までの有価証券報告書の訂正報告書における「提出理由」の部分調べた結果、「不正会計」という表現を使っている会社はほと

んど存在しない。その代わりに、訂正報告書の提出理由には「不適切な会計処理が発見され」や「不適切な会計処理等の調査報告を受け」など、「不適切」という言い回しが圧倒的に多く用いられている。

重要な虚偽記載等を含む財務諸表によって提供される情報は、投資家を欺くことになり、株価の悪影響や上場廃止の危機など、資本市場の信頼性低下にもつながり、結果として実体経済へ好ましくない影響を及ぼすことになる。この場合に不適切な会計処理を行っていた会社の財務指標の特徴や傾向を把握することは有意義であるといえる。

本稿は、まず不適切会計と関連した用語の諸概念を整理したうえで、有価証券報告書の訂正報告書を提出した会社の財務指標の態様を調べることによって、今後の研究方向の手がかりを得ようとするものである。

2. 不適切会計処理とその取り扱い

(1) 概念的考察

通常、財務諸表の虚偽表示は、不正または誤謬から生ずることになる。そこでまず誤謬の定義を確認したい。

会計上における誤謬の定義は、2009年12月に公表された企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下、会計基準第24号) から確認できる。当該基準によると、「誤謬」とは原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによ

る、次のような誤りをいう。

- ① 財務諸表の基礎となるデータの収集又は処理上の誤り
- ② 事実の見落としや誤解から生じる会計上の見積りの誤り
- ③ 会計方針の適用の誤り又は表示方法の誤り

そこで、会計上の誤謬の取り扱いには監査上の誤謬と異なることに注意を払う必要がある。監査上において誤謬は、財務諸表の意図的でない虚偽の表示に限定されているものの²、会計上において誤謬は、意図的であるか否かでその取り扱いを区別せず、IAS第8号やFASB-ASC Topic25などの国際的な会計基準と同様に、誤謬を不正に起因するものも含めて定義することになっている（会計基準第24号、2009、第41項）。

次に、実務上における不適切会計処理の定義を確認したい。2013年3月に公表された日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会研究報告第25号「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について」によると、不適切な会計処理の定義とは「意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる誤り」と定義し、前述した企業会計基準第24号における「誤謬」と同義のものとして取り扱っている。なお、いわゆる粉飾とは不正のうち、不正な財務報告のほうを指す³。これらの用語間の関係は、次の図表1のように整理できる。

図表1. 用語間関係

	財務諸表の虚偽表示	
意図性あり	監査上の「不正」	} 会計上の「誤謬」 = 不適切会計処理
意図性なし	監査上の「誤謬」	

出所) 筆者作成。

(2) 金融商品取引法での取り扱い

前述した誤謬や不適切会計処理等が金融商品取引法上の訂正報告書の提出事由に該当するときには、訂正報告書の提出が求められる。金融商品取引法においては第7条第1項及び第24条の2第1項によって、「有価証券報告書及びその添付書類」に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情があるときは、「有価証券報告書の提出者」は、「訂正報告書」を内閣総理大臣に提出しなければならない。また、有価証券報告書及びその添付書類に形式上の不備があり、又はその書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、第9条第1項に基づき、内閣総理大臣は「有価証券報告書の提出者」に対し、「訂正報告書」の提出を命ずることができる。なお第10条第1項に基づき内閣総理大臣は、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、「有価証券報告書の提出者」に対し、「訂正報告書の提出」を命ずることができる。

(3) 会計基準での取り扱い

金融商品取引法のもとで既に訂正報告書の提出が求められていたため、日本の会計基準では、従来の過去の誤謬の取扱いに関する企業会計原則注解（注12）に基づき、前期損益修正項目として当期の特別損益で修正する方法が示されてきた。しかし、IAS第8号やFASB-ASC Topic25などの国際的な会計基

準では過去の財務諸表を「修正再表示」⁴することとされており、国際的な会計基準とのコンバージェンスという観点からも誤謬を修正再表示する考え方が寄せられた（会計基準第24号、第63-65項）。そこで2009年に会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が公表されることになり、当期の財務諸表及びこれに併せて比較情報として過去の財務諸表が表示されている場合を前提に、財務諸表に重要な影響を及ぼすような過去の誤謬が発見された場合は修正再表示を行うことになった⁵。なお、前述の企業会計原則注解（注12）による取扱いは、重要性の判断に基づき、過去の財務諸表を修正再表示しない場合は、損益計算書上、その性質により、営業損益又は営業外損益として認識する処理が行われることになる（会計基準第24号、第65項）。

3. 分析

第2節で検討したように、不適切な会計処理という表現は会社側の意図性をばやかすことができる、会社側にとっては非常に都合よい表現であるといえる。なぜなら、会計上における「不適切会計処理」という意味は、監査上の解釈に基づいた虚偽表示の意図性が明らかな「不正」や、虚偽表示の意図性がない「誤謬」を跨る意味であるからである。実際、eol総合企業情報データベースで検索可能な2004年1月1日から現時点（2018年8月末）までの有価証券報告書の訂正報告書における「提出理由」の部分調べた結果、マスコミ等で不正会計や不正決算と非難された会社であっても、提出理由として不正会計という表現について言及した会社はほとんど存在していなかった⁶。

そこで本節では、提出理由として不適切な会計処理等をあげながら有価証券報告書の訂正報告書を提出した会社における財務指標の態様を調べることにしたい。本調査は、年度

決算の連結財務諸表を対象とし、半期報告書や四半期報告書に含まれる財務諸表はその対象としていない。したがって、半期報告書や四半期報告書のみならず不適切な会計処理が発見された場合は、対象としていない。

(1) 先行研究

不適切会計処理と類似する会計利益操作（earnings manipulation）を行っている企業の財務指標の態様を調べた代表的な研究としてはBeneish（1997; 1999）があげられる⁷。Beneish（1999）は、1982年から1992年までに入手可能なアメリカ上場会社の財務データを対象に、会計利益を操作した74件とコントロール・サンプル2,658件を利用した⁸。そして1982年から1988年までの利益操作した50件とコントロール・サンプル1,708件を用いて予測モデルを構築したうえで、1989年から1992年におけるホールドアウト・サンプルを用いて利益操作の予測モデルの妥当性を評価した。モデルをデザインする際には、会計利益操作を予測するために8個の財務指標を採用している。これらの8個の財務指標は図表2のとおり定義される。

これらの財務指標に対しては、次のような利益操作可能性が予想された。DSRI（days' sales in receivables index）が大きくなると、当期の信用売上水準が上がるため、売上や利益の過大計上の可能性が予想される。GMI（gross margin index）の値が1を上回ることは、当期の売上総利益率が悪化したことであるから、操作の可能性が高まると予想される。AQI（asset quality index）の値が1を上回ることは、当期無形資産の割合が前期無形資産の割合より大きいことであるから、会社は原価を繰り延べようとする操作可能性が高まると考えられる。SGI（sales growth index）が高い企業は資本市場の期待に応じて収益性を維持しようとするため、操作可能性が高まると推定される。DEPI（depreciation index）の値が1を上

回ることは、当期に償却率が減少したことであるから、利益操作可能性が高まる。大きなSGAI (sales, general, and administrative expenses index) の値は、将来の収益性に関するネガティブ・シグナルであると知られているから、操作可能性が高まる。LGVI (leverage index) の値が1を上回ることから、当期のレバレッジが増加したことであるから、財務制限条項へ抵触しないため、利益操作の可能性が高まる。TATA (total

accruals to total assets) は総資産に対する総会計発生高の比率の変化率であり、会計発生高 (accruals) と利益操作間のポジティブな関係が予測される。実際のサンプルの分布は、次の図表3のとおりである。

(2) サンプルの選択

本稿においては2009年1月から2018年8月までの日本の上場企業の有価証券報告書の訂正報告書のうち、財務データの形式が異なる

図表2. 8個の財務指標の定義

変数	定義
DSRI	$\frac{\text{当期売上債権}/\text{当期売上高}}{\text{前期売上債権}/\text{前期売上高}}$
GMI	$\frac{\text{前期売上総利益}/\text{前期売上高}}{\text{当期売上総利益}/\text{当期売上高}}$
AQI	$\frac{1 - (\text{当期流動資産} + \text{当期有形固定資産})/\text{当期総資産}}{1 - (\text{前期流動資産} + \text{前期有形固定資産})/\text{前期総資産}}$
SGI	$\frac{\text{当期売上高}}{\text{前期売上高}}$
DEPI	$\frac{\text{前期減価償却費}/(\text{前期減価償却費} + \text{前期末正味有形固定資産})}{\text{当期減価償却費}/(\text{当期減価償却費} + \text{当期末正味有形固定資産})}$
SGAI	$\frac{\text{当期販売費及び一般管理費}/\text{当期売上高}}{\text{前期販売費及び一般管理費}/\text{前期売上高}}$
LVGI	$\frac{(\text{当期固定負債} + \text{当期流動負債})/\text{当期総資産}}{(\text{前期固定負債} + \text{前期流動負債})/\text{前期総資産}}$
TATA	$\frac{\Delta\text{流動資産} - \Delta\text{現金預金} - (\Delta\text{流動負債} - \Delta\text{短期借入金} - \Delta 1\text{年以内に満期が到来する長期借入金および社債} - \Delta\text{未払法人税等}) - \text{当期減価償却費}}{\text{前期総資産}}$

出所) Beneish (1999, p.27) より引用。

図表3. Beneish (1999) におけるサンプルの分布

Characteristic	Manipulators (N = 50)		Nonmanipulators (N = 1,708)		Wilcoxon Z p-Value	Median Test p-Value
	Mean	Median	Mean	Median		
DSRI	1.465	1.281	1.031	0.996	0.000	0.000
GMI	1.193	1.036	1.014	1.001	0.006	0.007
AQI	1.254	1.000	1.039	1.000	0.096	0.246
SGI	1.607	1.411	1.134	1.106	0.000	0.000
DEPI	1.077	0.966	1.001	0.974	0.307	0.774
SGAI	1.041	0.960	1.054	1.010	0.271	0.389
LVGI	1.111	1.030	1.037	1.000	0.394	0.077
TATA	0.031	0.034	0.018	0.013	0.000	0.002

出所) Beneish (1999, p.27) より引用。

銀行、証券、保険に属する企業を除き、不適切会計処理等を提出理由とするサンプルと、コントロール・サンプルを対象とした。分析において利用する連結財務諸表データは日経 QUICK Astra Managerから、不適切会計処理に関する訂正報告書はeol総合企業情報データベースから収集した。

ところが、有価証券報告書の訂正報告書の提出理由の記述部分は、必ずしもその雛型が決まっているわけではない。したがって、訂正報告書の本文中に「不適切会計処理」といったキーワードだけを入れると、実際に不適切な会計処理を行っている会社が漏れることが起こり得る。そのためeol総合企業情報データベースを通じて、訂正報告書の本文中に「不適切」や「不適当」といった関連キーワードで訂正報告書を検索したうえで、有価証券報告書の提出報告書の提出理由の部分の記載内容を確認していく作業を行った⁹。たとえば、「当社及び当社子会社において、過年度の不適切な取引及び会計処理が存在することが判明いたしました。平成××年×月より第三者調査委員会による調査を行い訂正すべき内容が判明いたしましたので」、または「当社の海外連結子会社である××（所在国：○○、事業内容：○○）において、売上債権の過大計上による不適切な会計処理が行われていたことが判明したことから」といた表現が現れる訂正報告書については、不適切会計処理サンプルに含めた。

一方、軽微な事項の訂正については、不適切会計処理サンプルから除外した。本稿において軽微な事項の訂正と判断したものは、たとえば、「有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので」、「有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので」、「有価証券報告書の記載事項の一部に記載漏れがありましたので」、「有価証券報告書の記載内容に一部説明不足な点がありましたので」、「有価証券報告書に記載場所の誤りや記載漏れがあったことから修正する必

要が生じたので」、「添付書類の定款第×条の一部の文字が欠落しておりましたので」、「添付することとされている書類の添付漏れがありましたので」、または「有価証券報告書に添付の独立監査人の監査報告書に原本と異なる箇所がありましたので、平成××年×月×日付で外部有識者による調査委員会（以下「外部調査委員会」）を設置し、客観的かつ徹底した全容説明を行ってきました」等といった表現である。

(3) コントロール・サンプルの記述統計

日本の上場企業は、連結会計について日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準(IFRS)、修正国際基準(JMIS)の4つの基準から選択できる。適用する会計基準の相違はコントロール・サンプルの財務指標に影響を与える可能性があるため、ここではまず日本会計基準によるコントロール・サンプル26,692件、国際会計基準によるコントロール・サンプル531件、および米国会計基準によるコントロール・サンプル265件の基本統計量と態様を検討したい。図表4は、各会計基準による主な財務指標の基本統計量である。

図表4における多くの財務指標の中央値は平均値を上回ることから、これらの傾向が図表3のアメリカのデータの傾向と類似しており、分布が右に歪んでいることがわかる。

さらに、各会計基準がもたらす財務指標の特徴を検討するため、各会計基準における財務指標の平均を比較すると、図表5のとおりである。国際会計基準を適用している企業の場合、AQIやLVGIは日本基準より大きく、日本会計基準を適用している企業の場合、DEPIは国際基準より大きい。これらのことから、国際会計基準のもとでは、当期無形資産の割合と当期レバレッジがより大きくなる特徴があることがわかる。また日本会計基準のもとでは、当期減価償却率がより減少する傾向があると考えられる。なお、米国会計基

図表4. コントロール・サンプルの基本統計量

(1) 日本会計基準によるコントロール・サンプル (firm-year observations=26,692)				
	平均	標準誤差	中央値	標準偏差
DSRI	1.091	0.022	1.005	3.533
GMI	1.003	0.023	0.996	3.789
AQI	1.026	0.003	0.992	0.481
SGI	1.058	0.020	1.021	3.260
DEPI	1.053	0.008	0.998	1.314
SGAI	1.021	0.003	1.001	0.511
LVGI	1.009	0.002	0.986	0.326

(2) 国際会計基準によるコントロール・サンプル (firm-year observations=531)				
	平均	標準誤差	中央値	標準偏差
DSRI	1.110	0.031	1.016	0.713
GMI	0.996	0.007	1.000	0.171
AQI	1.091	0.022	1.010	0.510
SGI	1.093	0.012	1.051	0.267
DEPI	0.996	0.011	0.977	0.247
SGAI	0.998	0.009	0.997	0.203
LVGI	1.098	0.082	0.987	1.896

(3) 米国会計基準によるコントロール・サンプル (firm-year observations=225)				
	平均	標準誤差	中央値	標準偏差
DSRI	1.039	0.019	1.004	0.286
GMI	1.008	0.008	0.999	0.124
AQI	1.027	0.009	1.004	0.136
SGI	1.015	0.010	1.017	0.146
DEPI	1.026	0.013	1.011	0.199
SGAI	1.017	0.010	0.999	0.152
LVGI	1.014	0.009	0.990	0.129

出所) 日経QUICK Astra Managerよりデータを取得し筆者作成。

有価証券報告書の訂正報告書と不適切会計処理に関する予備的分析

準を適用している企業の場合、日本基準より当期信用売上水準や当期売上高成長率が低い傾向があるといえる。

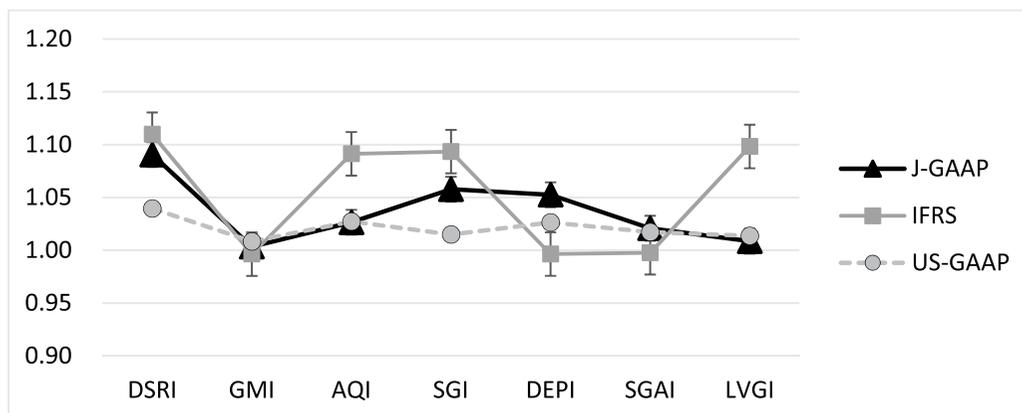
(4) 不適切会計処理サンプルの記述統計

次に、日本会計基準に限定して、不適切会計処理等を訂正報告書の提出理由とする不適切会計処理サンプル81件の基本統計量と態様を検討したい。ここでの不適切会計処理サンプルは、訂正報告書を提出していた前年度の財務データの財務指標から構成されている。これは、前年度の財務指標を検討することによって、会計利益操作などの要件を検討

できると考えたからである。不適切会計処理サンプルにおける基本統計量は図表6のとおりである。図表4のコントロール・サンプルでの特徴と同様に、不適切会計処理サンプルにおいても多くの財務指標の分布は右に歪んでいることがわかる。

図表4(1)におけるコントロール・サンプルの財務指標の平均と、図表6における不適切会計処理サンプルの財務指標の平均を比較すると、図表7のとおりである。日本会計基準では、特に当期売上総利益率が悪化したり(GMI)、当期減価償却率がより減少したり(DEPI)、当期の販売費及び一般管理費が増

図表5. コントロール・サンプルにおける財務指標の比較



注) グラフに誤差範囲を示している。

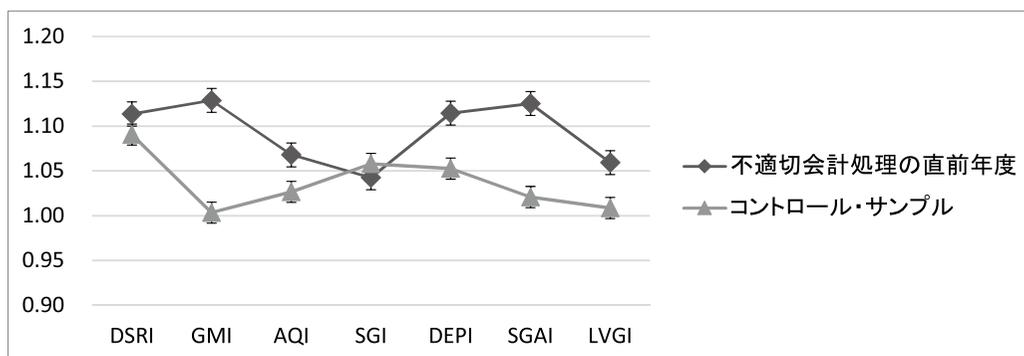
出所) 日経QUICK Astra Managerよりデータを取得し筆者作成。

図表6. 不適切会計処理サンプルの基本統計量

(firm-year observations=81)				
	平均	標準誤差	中央値	標準偏差
DSRI	1.113	0.052	1.016	0.464
GMI	1.129	0.120	1.008	1.082
AQI	1.068	0.044	1.006	0.394
SGI	1.042	0.040	1.032	0.360
DEPI	1.114	0.086	0.982	0.776
SGAI	1.125	0.054	1.001	0.486
LVGI	1.059	0.026	1.003	0.236

出所) 日経QUICK Astra Managerよりデータを取得し筆者作成。

図表7. 不適切会計処理サンプルとコントロール・サンプルの比較



注) グラフに誤差範囲を示している。

出所) 日経QUICK Astra Managerよりデータを取得し筆者作成。

加したりする場合 (SGAI)、会計操作の誘因が高まると推測できる。

4. おわりに

本稿では、不適切会計と関連した諸概念を整理したうえで、有価証券報告書の訂正報告書を提出した会社の財務指標の態様について分析を実施した。まず、適用された会計基準の相違は財務指標に影響を与える可能性があるため、コントロール・サンプルにおける会計基準別の財務指標の傾向を検討した。その後、日本会計基準に限定して、不適切会計処理等を訂正報告書の提出理由とするサンプルの態様を検討した。

検討結果、日本会計基準では、特に当期売上総利益率が悪化したり、当期減価償却率がより減少したり、当期の販売費及び一般管理費が増加したりする場合、会計操作の誘因が高まる可能性があるといえる。

本稿で検討した分析は、有価証券報告書の訂正報告書を用いて、不適切会計処理を行っている企業の財務指標の態様を確認するものであった。本稿で検討した財務指標を用いる利益操作予測モデル構築と実証研究は、今後の研究課題とする。

【注】

- 訂正報告書の提出との関連内容は、金融商品取引法の第7条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第24条の2第1項を参照されたい。
- 誤謬について、日本公認会計士協会は次のような財務諸表監査の実務指針を発表している。2006年10月に公表された監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」によると、「誤謬」とは、財務諸表の意図的でない虚偽の表示に限定されており、金額又は開示の脱漏を含み、次のようなものをいう。
 - 財務諸表の基礎となるデータの収集又は処理上の誤り
 - 事実の見落としや誤解から生じる会計上の見積りの誤り
 - 認識、測定、分類、表示又は開示に関する会計基準の適用の誤り
 なお、前述の同報告書第35号において「不正」とは、「財務諸表の意図的な虚偽の表示であって、不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を含み、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為」(第6項)と定義している。
- 不正には、不正な財務報告(いわゆる粉飾)と資産の流用がある(監査基準委員会報告書第35号、2006、第7項)
- 会計基準第24号では、新たな会計方針を過去の財務諸表に遡って適用することを「遡及適用」と、新しい表示方法を過去の財務諸表に遡って適用することを「財務諸表の組替え」と、過去の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映することを「修正再表示」という用語で表現

有価証券報告書の訂正報告書と不適切会計処理に関する予備的分析

- している。
- 5 そこで、会計基準での修正再表示における重要性（会計基準第24号、第35項）と、金融商品取引法での訂正報告書における重要性（記載すべき重要な事項）が必ずしも一致するとは限らない点に注意されたい。
 - 6 訂正報告書の提出理由には、不正会計という表現が殆ど見当たらず、次のような言い回しが1件存在していた。2018年8月10日に提出された(株)省電舎ホールディングスの訂正報告書の提出理由では、「当社は、外部からの指摘により、当社における不正会計の可能性を認識したことから、平成30年2月28日の取締役会において、当社の過年度決算における不適切な会計処理等に係る事実認識を目的とした社内調査委員会の設置を決議して調査を開始し、その後平成30年5月11日から調査主体を独立委員会に移行して調査を行ってまいりました」と記述されている（下線は筆者による）。
 - 7 なお、日本における利益訂正研究としては、奥村（2014）を参照されたい。
 - 8 会計利益操作した74件は、1987年から1993年において、会計監査執行リリリース（AAERs）で確認できたGAAP違反した49件とマスコミ等で確認できた25件で構成された。
 - 9 訂正報告書における提出理由では、必ずしも「不適切会計処理」という用語で統一されているわけではない。会社によっては、適切ではない、適当でない、または会計処理方法の修正が必要であるといった表現で記述されている。

計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」。

吉見 宏（2018）「不正と会計—その基本的理解—」『會計』193号、129-140。

日本公認会計士協会（2006）監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」。

日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）（2012）監査・保証実務委員会研究報告第25号「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について」。

【参考文献】

- Beneish, M.D. (1997) "Detecting GAAP violation: implications for assessing earnings management among firms with extreme financial performance", *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 16, Issue 3, pp.271-309.
- Beneish, M.D. (1999) "The detection of earnings manipulation", *Financial Analysts Journal*, Vol. 55, No. 5, pp. 24-36.
- Gray, W. and Carlisle, T. (2012) *Quantitative Value: A Practitioner's Guide to Automating Intelligent Investment and Eliminating Behavioral Errors*, Wiley; 1st edition.
- 奥村雅史（2014）『利益情報の訂正と株式市場』中央経済社。
- 企業会計基準委員会（2009）企業会計基準第24号「会